第2回
波佐見町上下水道事業運営審議会
～適正な料金水準について～

令和8年9月30日

波佐見町水道課

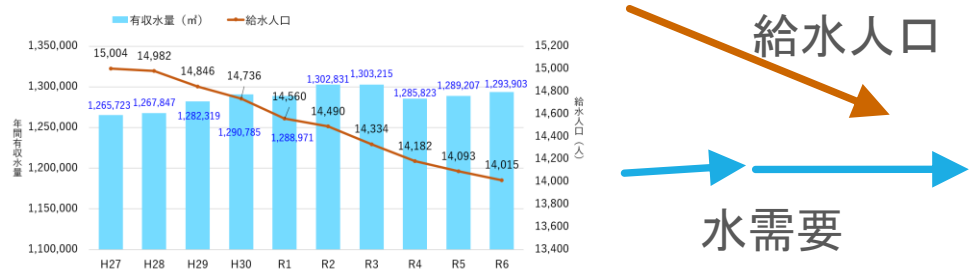
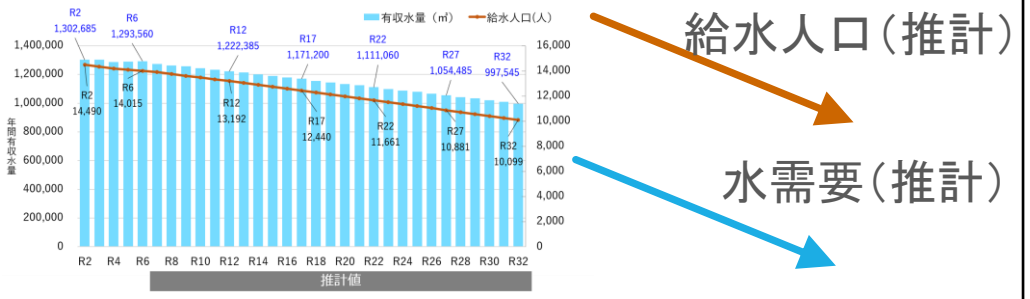
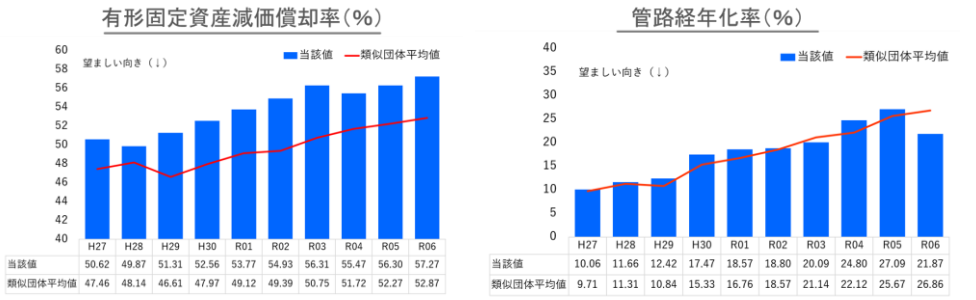
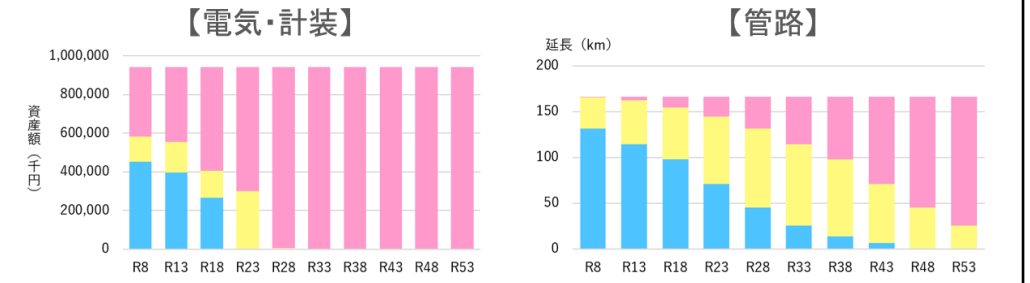
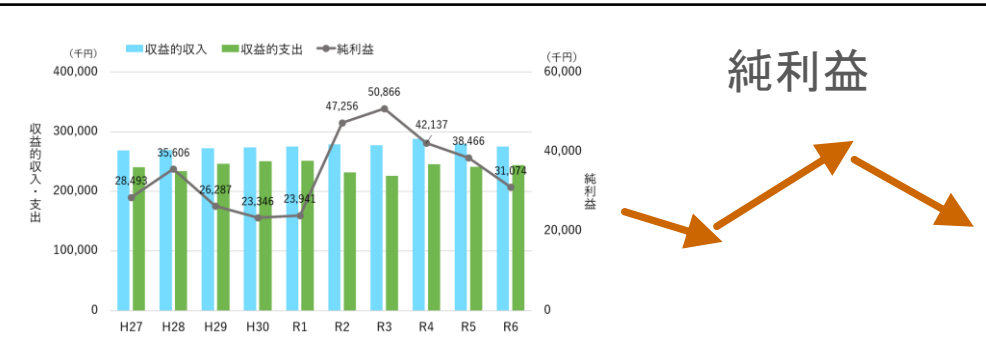
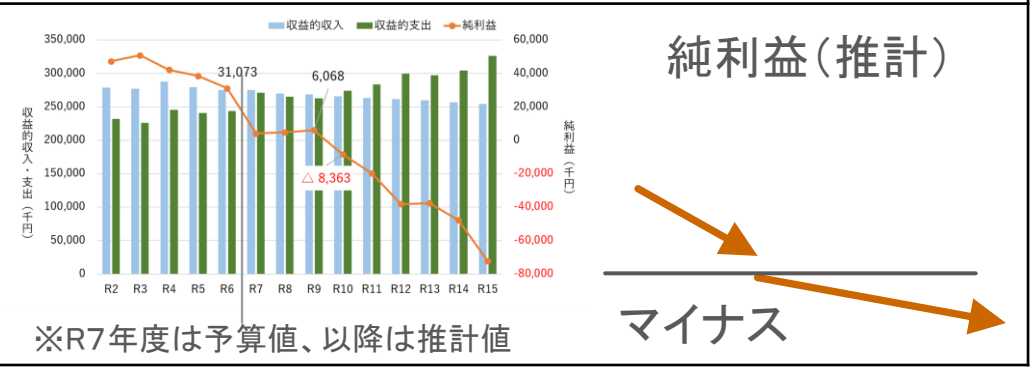
第2回　審議会の内容

1. 第1回審議会の振り返り
2. 料金体系の概要
3. 水道料金の現状と今後の見通し
4. 今後の経営見通し
5. 料金改定の検討手順と料金の考え方
6. 総括原価と経営の見通し
7. まとめ
8. 次回審議会の内容

審議会の目的

料金体系の考え方と必要な費用（総括原価）を
踏まえた適正な料金水準をご理解いただく

1 第1回審議会の振り返り

事業概要	給水開始：昭和49（1974）年3月、給水人口：13,737人（令和6（2024）年度）	
	実績	将来予測
水需要		
施設の状況		 耐用年数を超過した施設が増加する
経営状況		

1 第１回審議会の振り返り

●独立採算制の原則

地方公営企業法

独立採算（第17条の２）
・その経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない

▶ **水道事業に係る経費は、水道料金収入で賄わなければならない**

料金（第21条）
・料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、健全な経営を確保することができるものでなければならない

▶ **水道料金は、赤字にならないよう原価に応じて決めなければならない**

●人口が減少して水需要が減少する
＝料金収入が減少
●施設が老朽化する
＝更新するために費用が必要

事業を継続するために
水道料金の改定が必要！

1 第1回審議会の振り返り

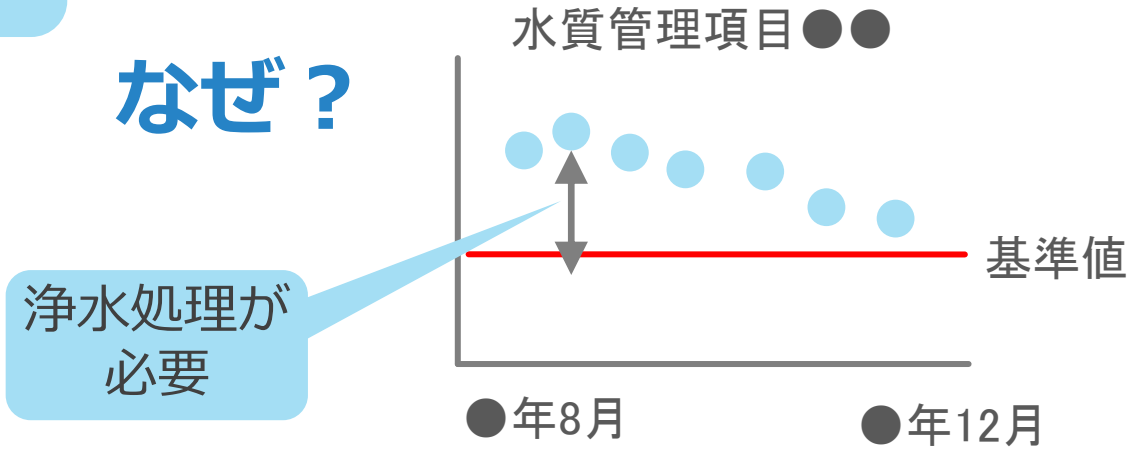
水道事業はMade in HASAMI



本町の
水道事業者

他の事業体の水道料金
≠
波佐見町の水道料金

なぜ？



水資源量	価値	が 事業体に よって違う
水源水質	必要な浄水処理	
浄水場、配水池	規模	
ポンプ	必要数、揚程	
給水面積	管路延長	

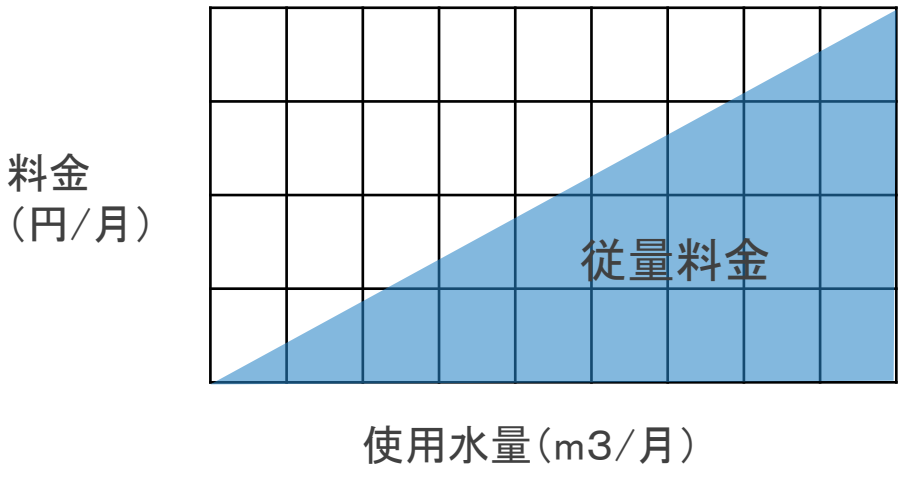
▶ コストが違う

2 料金体系の概要

一部料金制

定額料金制 OR 従量料金制

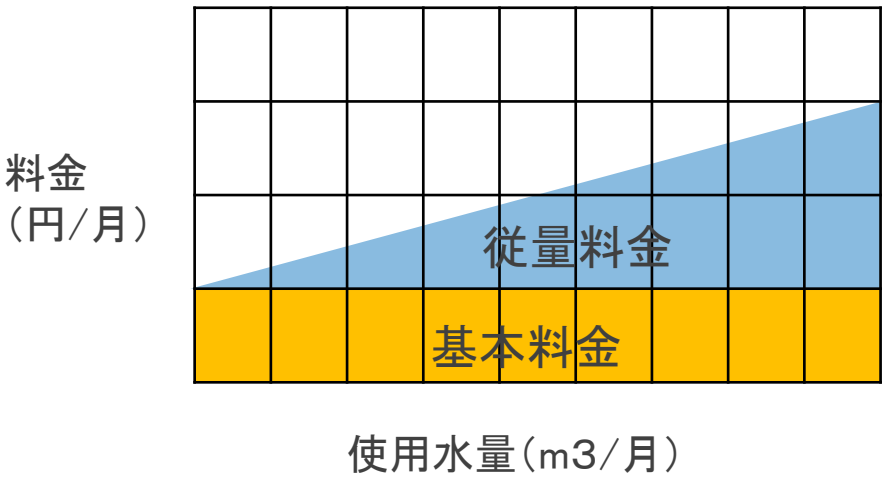
従量料金制のイメージ



二部料金制

基本料金 ＋ 従量料金

二部料金制のイメージ



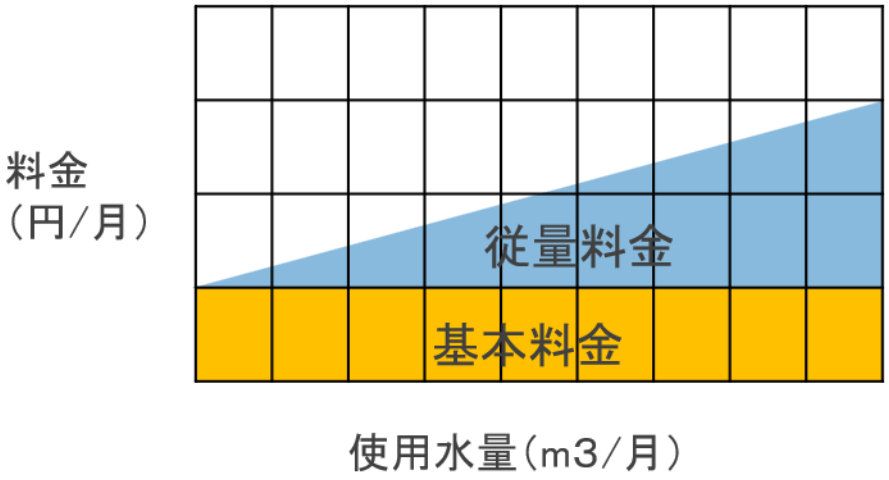
※従量料金は逓増型、逓減型、均一型があるがここでは均一型で表現している

2 料金体系の概要

二部料金制

基本料金 ＋ 従量料金

二部料金制のイメージ



基本料金

用途別

家事用・業務用などの
使用用途別に設定した料金体系

■計量給水料金（月額）　（税込み表示）

用　途	基本料金		超過料金（1㎥につき）	
	基本水量	料　金	超過水量	料　金
一般用	5㎥まで	1,320円	6㎥以上	308円
営業・団体用	5㎥まで	2,200円		
臨時用	5㎥まで	2,640円		
船舶用				341円

口径別

水道メーターの口径別に
設定した料金体系

波佐見町上水道の基本料金一覧（1ヶ月につき）

種別	量水器口径	基本水量	料金(1)	超過料金(2)
専用共用	13ミリメートル	5立方メートルまで	1,100円	1立方メートルにつき、200円
専用共用	13ミリメートル	10立方メートルまで	1,700円	1立方メートルにつき、200円
専用共用	20ミリメートル	10立方メートルまで	2,400円	1立方メートルにつき、200円
専用共用	25ミリメートル	10立方メートルまで	3,100円	1立方メートルにつき、200円
専用共用	40ミリメートル	10立方メートルまで	3,800円	1立方メートルにつき、200円
専用共用	41ミリメートル以上	10立方メートルまで	6,700円	1立方メートルにつき、200円
臨時用		10立方メートルまで	3,800円	1立方メートルにつき、200円

上記金額は税抜金額

2 料金体系の概要

従量料金

均一型

水量に応じて
1㎥あたりの単価を
乗じた額を負担

逓増型

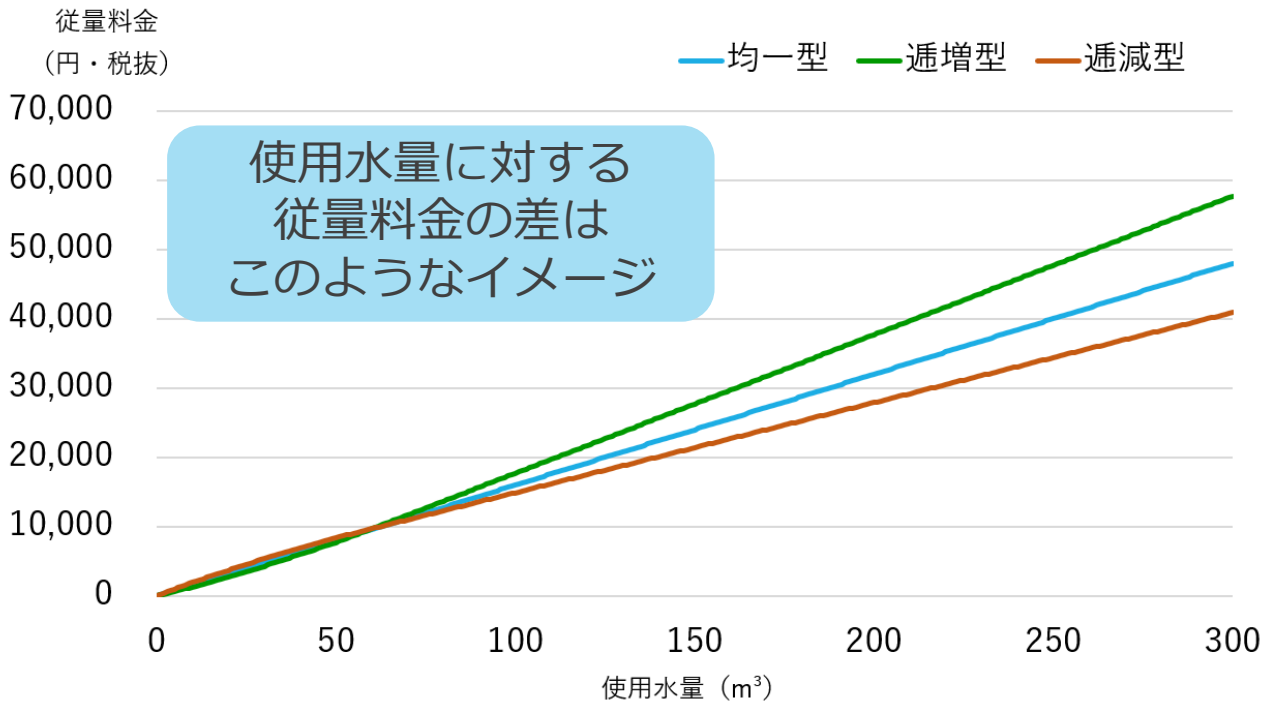
水量に応じて
1㎥あたりの単価を
乗じた額を負担
水量が増えるほど、
単価が**高くなる**制度

逓減型

水量に応じて
1㎥あたりの単価を
乗じた額を負担
水量が増えるほど、
単価が**安くなる**制度

（m³/円・税抜）

使用水量	均一型	逓増型	逓減型
1～10m³	160	130	200
11～30m³	160	150	170
31～50m³	160	170	150
51m³以上	160	200	130



2 料金体系の概要

長崎県

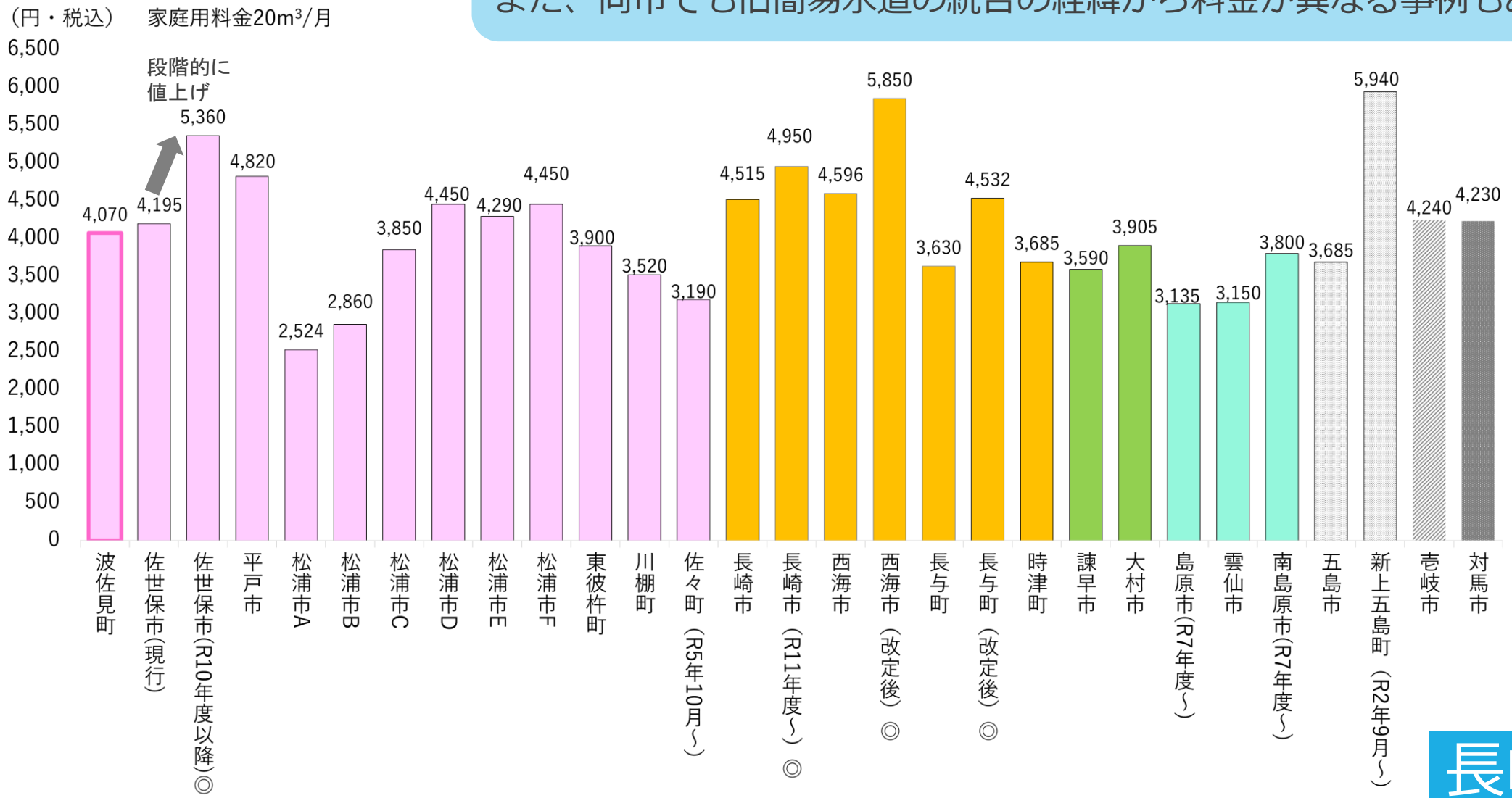
二部料金制			
基本水量（あり）		基本水量（なし）	
用途別	口径別	用途別	口径別
佐世保市（逓増型） 諫早市（逓増型） 松浦市 鷹島地区、福島地区、土谷地区（逓増型） 松浦地区、今福地区、木場地区（均一型） 壱岐市（均一型） 西海市（逓増型） 東彼杵町（均一型） 川棚町（逓減型） 佐々町（均一型） 新上五島町（均一型）	対馬市（均一型） **五島市（逓増型）** 雲仙市（均一型） 長与町（逓増型） **波佐見町（均一型）** 南島原市（均一型）		長崎市（逓増型） 島原市（逓増型） 大村市（逓増型） 平戸市（逓増型） 時津町（逓増型）

県内で一部料金制の事業体がないため省略
事業体名の後の括弧内は従量料金の体系
太字は別途、メーター使用料を加算している

※日本水道協会「水道料金表（令和7年4月1日現在）」

2 料金体系の概要

水道料金は基本的に独立採算で運営しているため、P4の説明のとおり、
各市町村で必要な事業費が異なり、水道料金の差が生じている。
また、同市でも旧簡易水道の統合の経緯から料金が異なる事例もある。



※各事業体のHPより算出
※現在料金改定の検討段階の事業体は審議会資料等より設定
※◎の料金は事業体の条例には未反映の情報

長崎県

2 料金体系の概要

全国

家事用20m³当たりの料金（円・税込）

最高料金				給水人口（人）
1	夕張市	北海道	6,966	6,032
2	羅臼町	北海道	6,950	4,154
3	由仁町	北海道	6,939	4,449
4	江差町	北海道	6,384	6,312
5	上天草市	熊本県	6,380	21,928
6	西空知広域水道企業団	北海道	6,171	9,761
7	中泊町	青森県	6,017	9,219
8	上島町	愛媛県	6,016	5,457
9	登米市	宮城県	5,990	71,145
10	新上五島町	長崎県	5,940	16,412

最低料金				給水人口（人）
1	赤穂市	兵庫県	869	43,874
2	富士河口湖町	山梨県	1,140	20,517
3	長泉町	静岡県	1,150	41,962
4	忍野村	山梨県	1,210	5,591
5	小山町	静岡県	1,397	16,422
6	草津町	群馬県	1,414	5,873
7	犬山市	愛知県	1,479	70,942
8	松田町	神奈川県	1,485	8,692
8	中井町	神奈川県	1,485	8,978
10	豊橋市	愛知県	1,507	364,338

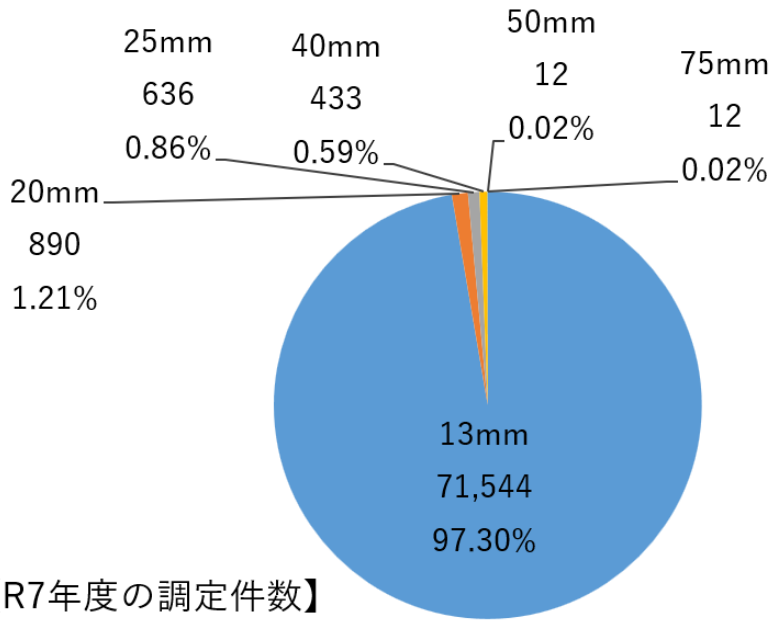
※日本水道協会「水道料金表（令和7年4月1日現在）10ページ

同一県内においても水道料金は事業体によって異なっているが、全国単位で見ても
水道料金は、事業体の事情が反映された料金になっていることが確認できる

3 水道料金の現状と今後の見通し

1. R7年度の調定件数、調定水量、調定金額

口径（mm）	調定件数（全件）	1か月あたりの平均調定件数	調定水量（m^3）	調定金額（千円・税抜）
13	71,544	5,962	1,067,944	213,786
20	890	74	33,600	7,455
25	636	53	53,032	11,405
40	433	36	118,535	24,506
50	12	1	1,311	319
75	12	1	11,806	2,418
	73,527	6,127	1,286,228	259,889



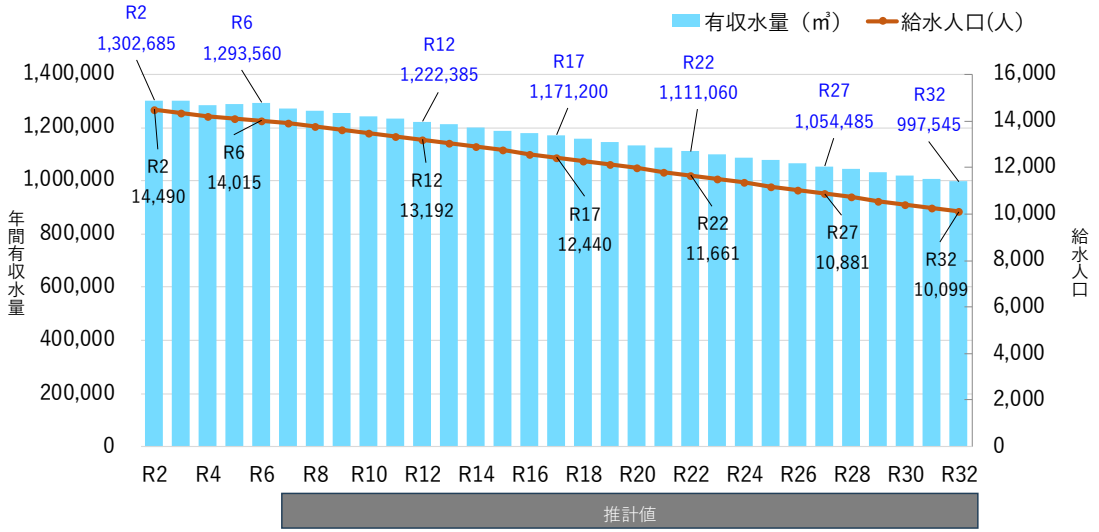
【R7年度の調定件数】

本町の水道利用者は13mmの契約者（一般家庭）の割合が最も多い

3 水道料金の現状と今後の見通し

2. 現行の料金体系における料金収入の推計

種別	口径（mm）	基本水量（m³）	基本料金（円・税抜）	超過料金（円・税抜）
専用共用	13	~5	1,100	1m³につき200円
	13	~10	1,700	
	20	~10	2,400	
	25	~10	3,100	
	40	~10	3,800	
	41~	~10	6,700	



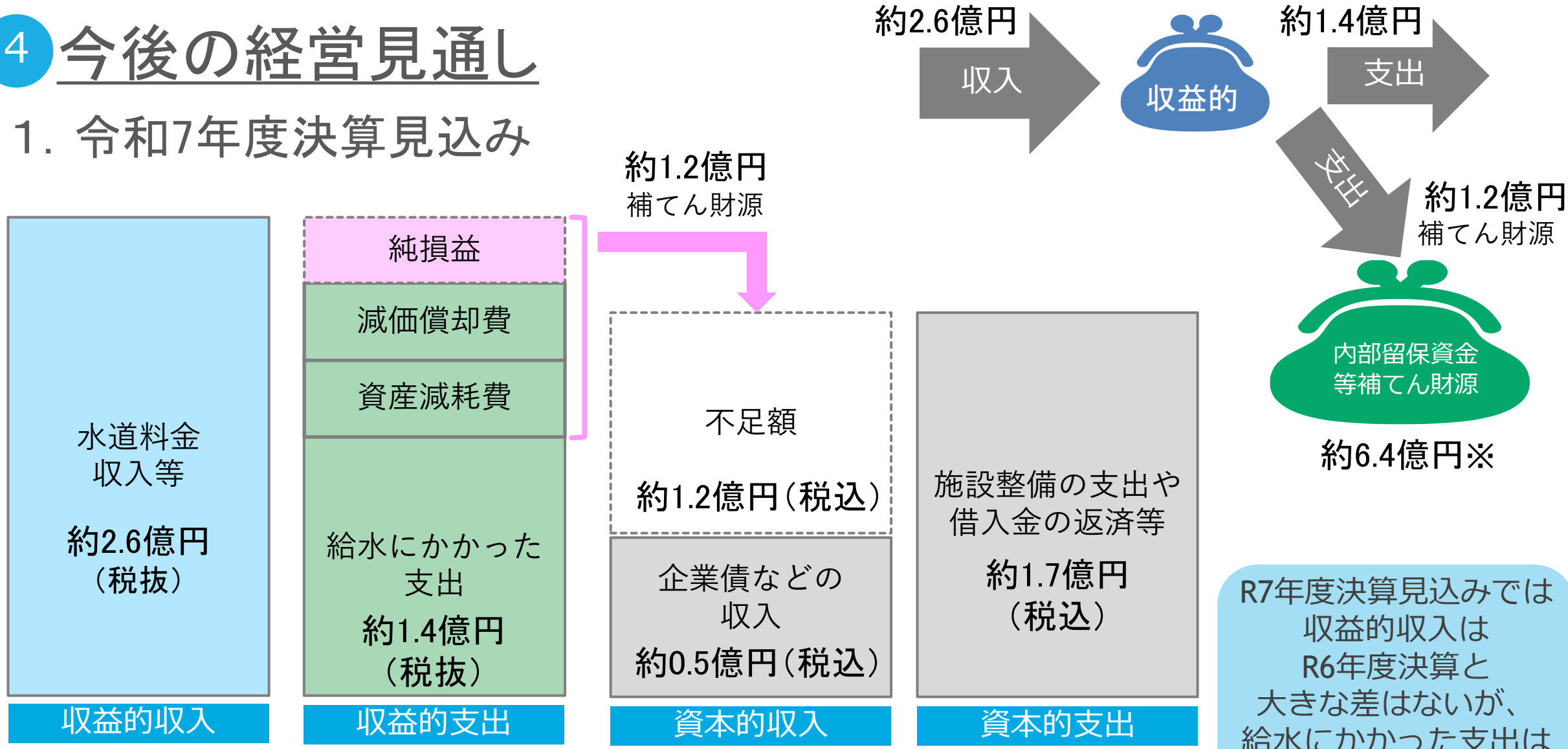
（千円・税抜）

口径（mm）	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13
13	210,469	209,631	207,697	206,263	204,884	203,808
20	7,343	7,315	7,248	7,197	7,148	7,112
25	11,221	11,168	11,058	10,975	10,897	10,835
40	24,090	23,968	23,716	23,532	23,347	23,206
50	314	312	310	308	305	304
75	2,376	2,364	2,338	2,320	2,300	2,286
	255,813	254,758	252,367	250,595	248,881	247,551
		1,254,152				

現行の料金体系を継続した場合における
料金収入の試算では、
有収水量の減少に伴い、年々減少する。
R9から13年の5年間の収入の合計は
約12.5億円となる。
（※この5年間はP17に示す料金算定期間）

4 今後の経営見通し

1. 令和7年度決算見込み



水道水をつくり、家庭に届けるために
必要な経費とその財源

水道施設の新設、改良をするために
必要な経費とその財源

R7年度決算見込みでは
収益的収入は
R6年度決算と
大きな差はないが、
給水にかかった支出は
0.2億円増加した

※R7年度　決算見込み　※内部留保資金等補てん財源は有価証券分を含んだ金額を表示

4 今後の経営見通し

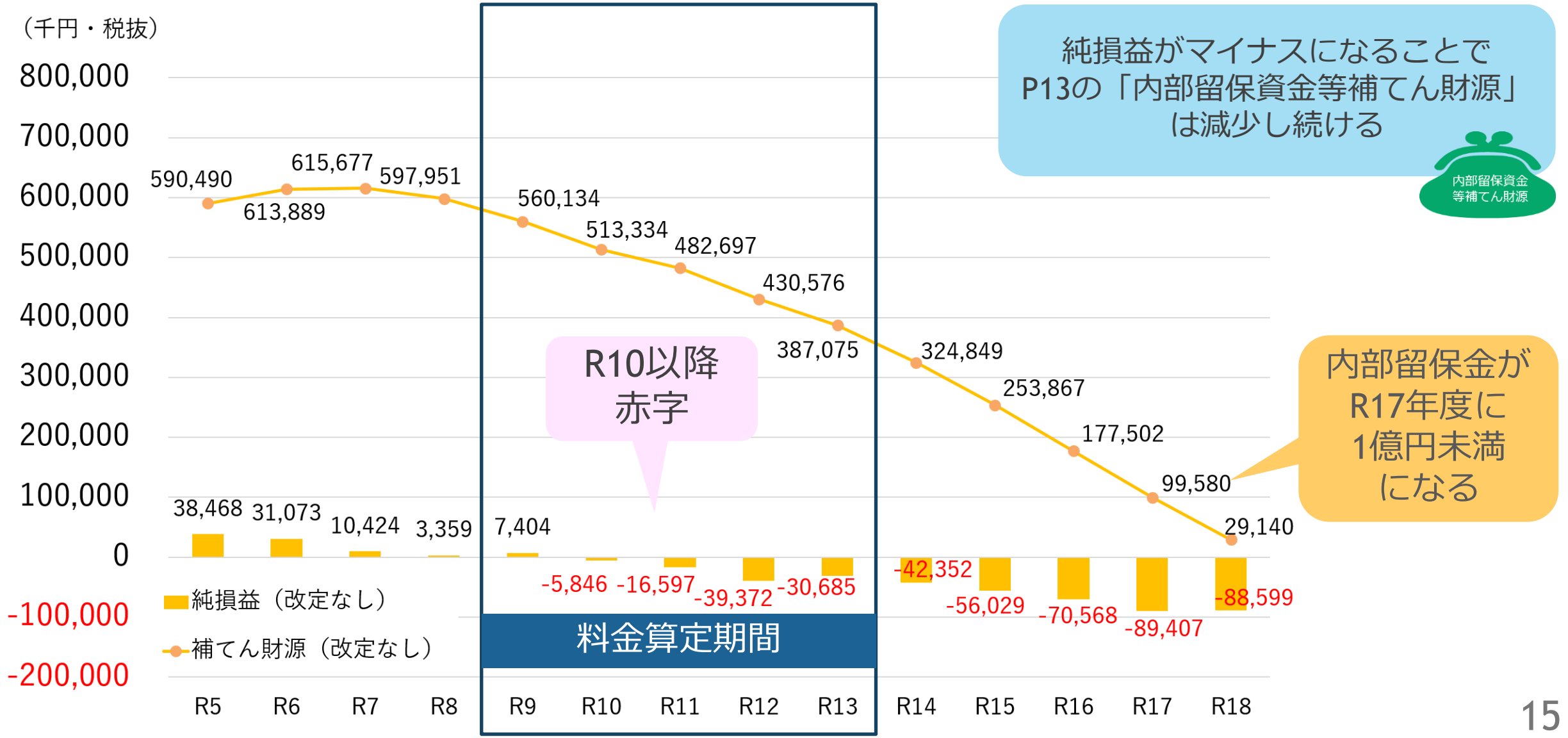
2. 純損益と補てん残高の予測（現行料金の場合）

現行料金を維持する場合、
R10年度に純損益がマイナスに
転じる推計である

						料金算定期間									
区分	単位	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
給水人口	人	14,093	14,015	13,878	13,755	13,614	13,474	13,334	13,192	13,041	12,890	12,740	12,590	12,440	12,284
年間総有収水量	m3	1,666,398	1,643,230	1,602,350	1,591,400	1,577,094	1,554,170	1,533,365	1,514,750	1,499,868	1,476,790	1,455,985	1,437,370	1,428,132	1,409,995
水道料金収入	千円	231,117	261,080	259,888	243,205	254,758	252,367	250,595	248,881	247,551	244,647	242,415	240,184	238,679	235,646
その他	千円	48,447	13,996	14,723	35,230	15,672	15,491	15,200	14,892	14,421	14,127	13,867	13,388	13,093	12,755
収益的収入　計①	千円	279,564	275,076	274,611	278,435	270,430	267,858	265,795	263,773	261,972	258,774	256,282	253,572	251,772	248,401
職員給与費	千円	39,414	44,220	43,700	44,656	46,234	46,729	47,231	47,742	48,262	48,789	49,325	49,869	50,422	50,983
委託費	千円	26,709	29,522	50,139	58,858	39,166	41,949	40,748	58,700	42,395	43,242	44,107	44,990	55,140	45,890
修繕費	千円	5,219	5,850	8,867	7,856	8,013	8,173	8,337	8,504	8,674	8,848	9,025	9,206	9,390	9,390
減価償却費	千円	113,598	110,429	104,313	101,570	106,208	109,859	115,198	114,260	116,086	119,464	124,483	129,970	132,318	134,631
支払利息	千円	14,196	13,470	12,839	12,940	14,937	17,963	21,256	23,680	26,290	29,258	33,239	37,321	40,314	42,820
その他	千円	41,960	40,512	44,329	49,196	48,468	49,031	49,622	50,259	50,950	51,525	52,132	52,784	53,595	53,286
収益的支出　計②	千円	241,096	244,003	264,187	275,076	263,026	273,704	282,392	303,145	292,657	301,126	312,311	324,140	341,179	337,000
純損益（①－②）	千円	38,468	31,073	10,424	3,359	7,404	-5,846	-16,597	-39,372	-30,685	-42,352	-56,029	-70,568	-89,407	-88,599
資本的収入	千円	51,971	52,590	54,570	77,400	104,253	104,253	79,253	79,253	84,253	98,253	104,253	79,253	79,253	79,253
資本的支出	千円	173,858	177,220	175,596	227,767	264,471	267,251	216,746	215,822	223,838	250,003	261,187	206,510	223,624	208,866
不足額（支出－収入）	千円	121,887	124,630	121,026	150,367	160,218	162,998	137,493	136,569	139,585	151,750	156,934	127,257	144,371	129,613
補てん財源残高	千円	590,490	613,889	615,677	597,951	560,134	513,334	482,697	430,576	387,075	324,849	253,867	177,502	99,580	29,140
企業債残高	千円	1,079,925	1,056,998	1,039,365	1,050,698	1,088,757	1,124,036	1,134,820	1,146,528	1,165,220	1,199,747	1,241,090	1,262,110	1,266,016	1,284,680

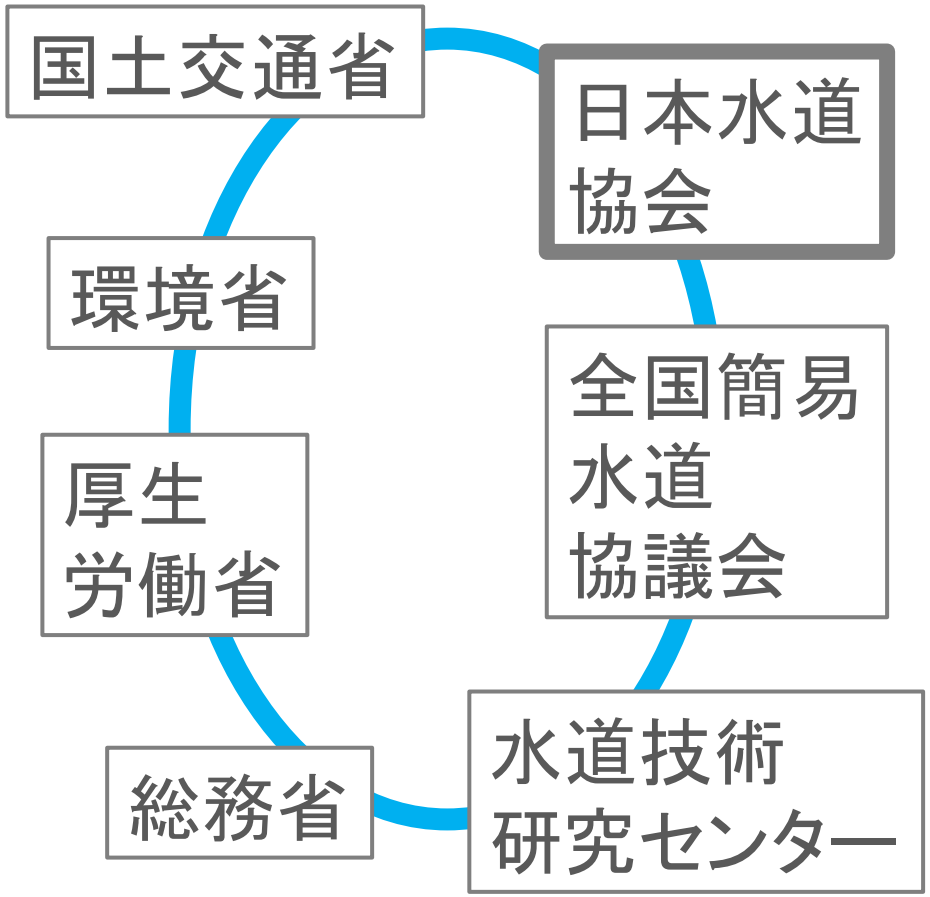
4 今後の経営見通し

2. 純損益と補てん残高の予測（現行料金の場合）



5 料金改定の検討手順と料金の考え方

1. 水道料金設定に関する指針・マニュアル



日本水道協会
・「水道料金改定業務の手引き　令和8年3月改訂」
・「水道料金算定要領　令和7年2月」

「水道料金算定要領」では・・・

料金は各使用者群に対して
総括原価を各群の個別費用に
基づいて配賦し、基本料金と従量料金に
区分して設定するものとする。
（個別原価主義）
→総括原価方式にて算定する

5 料金改定の検討手順と料金の考え方

2. 水道料金算定のプロセス

財政計画の策定
- 料金算定期間の決定
- 財政収支の見通し

↓

料金水準の算定
- 総括原価による必要な料金収入を算定

↓

料金体系の設定
- 料金体系の選択
- 原価の分解と配賦

↓

料金表の確定

料金算定期間

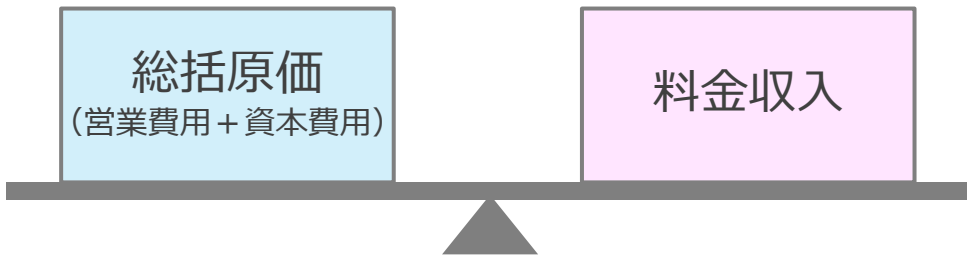
水道法施行規則

第12条
算定時からおおむね３年後から５年後までの期間について算定されたものであること

➡ **R9～13の5年間で算定**

総括原価

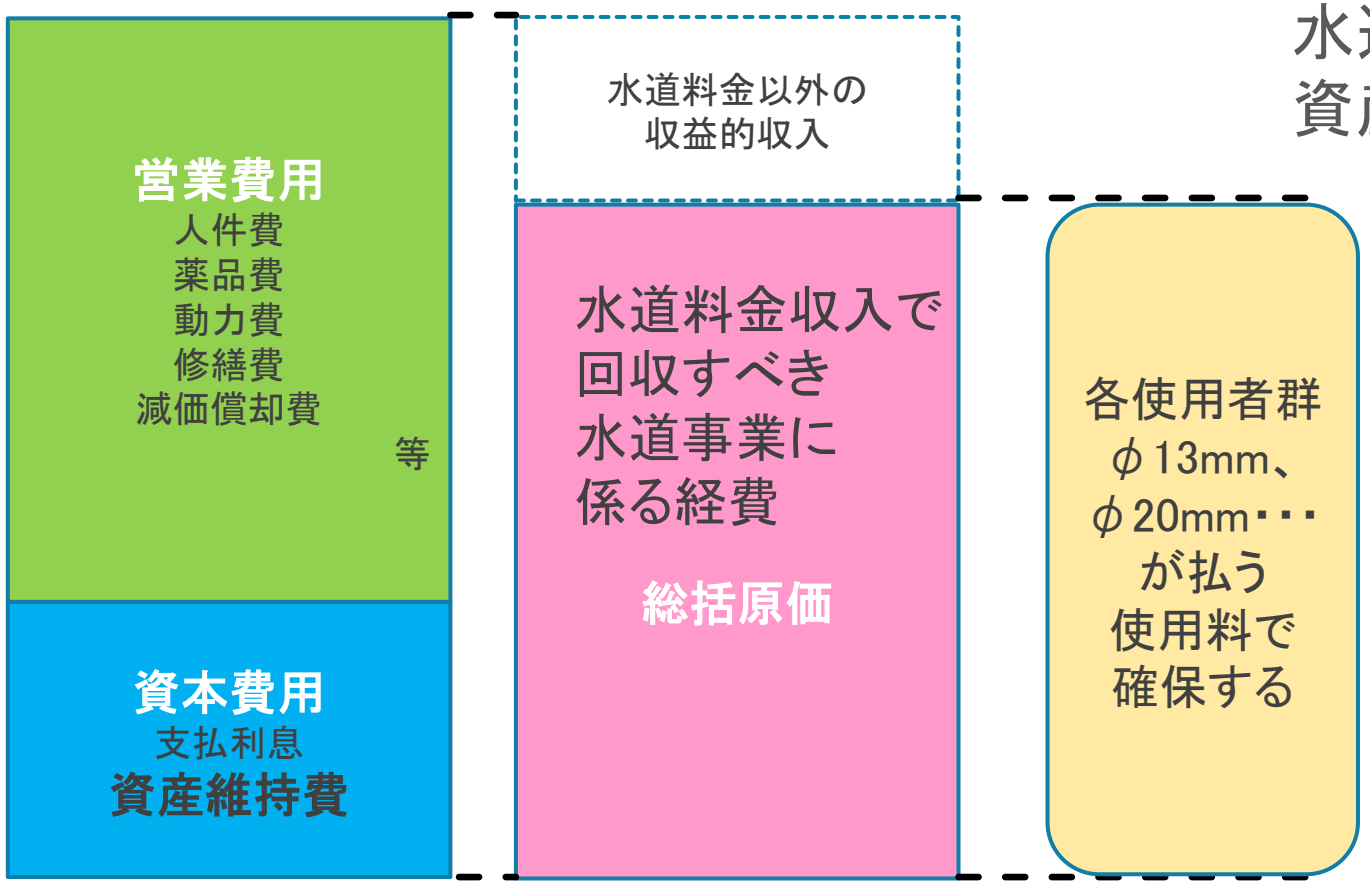
必要な**営業費用**に健全経営を維持するために必要な**資本費用**を加えたもの



5 料金改定の検討手順と料金の考え方

３．総括原価方式（個別原価主義）について

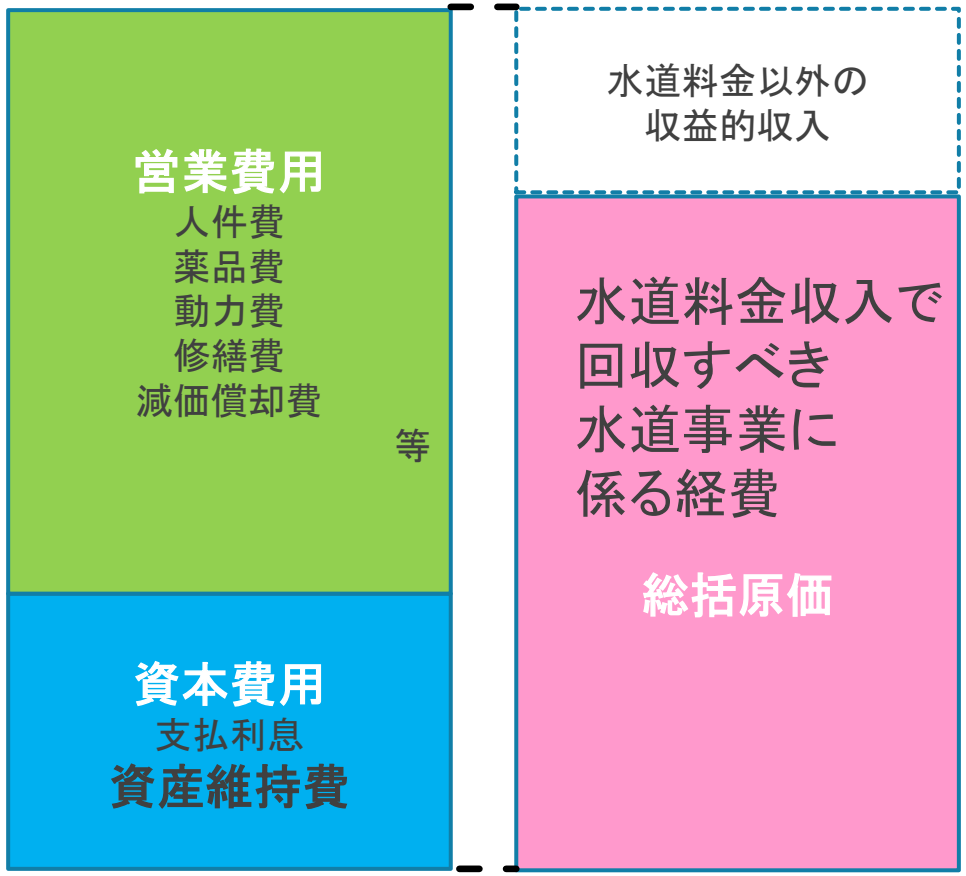
資産維持費：施設維持のために施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当される金額。
水道料金算定要領（令和7年2月）では、資産額×３%を標準としている



「水道料金算定要領」の設定にて総括原価を算出する

5 料金改定の検討手順と料金の考え方

4.「水道料金算定要領」の設定をもとにした総括原価の算定



1.	料金算定期間	算定時からおおむね3～5年 （ここではR9～R13の5年間とする）
2.	営業費用	人件費、薬品費、動力費、修繕費、 減価償却費、資産減耗費、 その他維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額 （各項目の設定値については次ページ）
3.	控除項目	諸手数料その他事業運営に伴う関連収入は、過去の実績及び将来の事業計画を考慮して算定した額。 **長期前受金戻入額は、原則として控除項目に含めない**
4.	資本費用	支払利息と 資産維持費**（償却未済額の3%）**の合計

6 総括原価と経営の見通し

算定要領

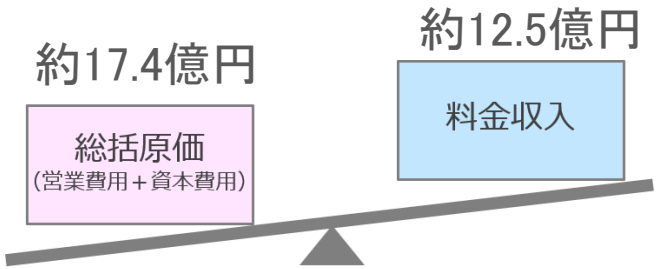
1. 算定要領による総括原価

総括原価（営業費用＋資本費用）

（千円・税抜）

		R9	R10	R11	R12	R13	合計
営業費用	人件費 動力費 修繕費 減価償却費 資産減耗費 その他	248,089	255,741	261,136	279,465	266,367	1,310,798
資本費用	支払利息	14,937	17,963	21,256	23,680	26,290	104,126
	資産維持費※（３％）	70,899	70,899	70,899	70,899	70,899	354,495
①営業費用＋資本費用		333,925	344,603	353,291	374,044	363,556	1,769,419
②控除		5,706	5,636	5,541	5,478	5,370	27,731
合計（①－②）＝総括原価		328,219	338,967	347,750	368,566	358,186	1,741,688
料金収入		254,758	252,367	250,595	248,881	247,551	1,254,152

算定要領に基づいた
総括原価は
5年間で約17.4億円、
料金収入は約12.5億円、
料金収入で
総括原価が
賄えていない



※水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保されるべき額で対象資産に適正な率を乗じて算出する

6 総括原価と経営の見通し

算定要領

2. 必要な改定率（総括原価を回収するために）



①総括原価（5年間）	②料金収入（5年間）	不足（②-①）
約17億4,169万円	約12億5,415万円	約4億8,754万円

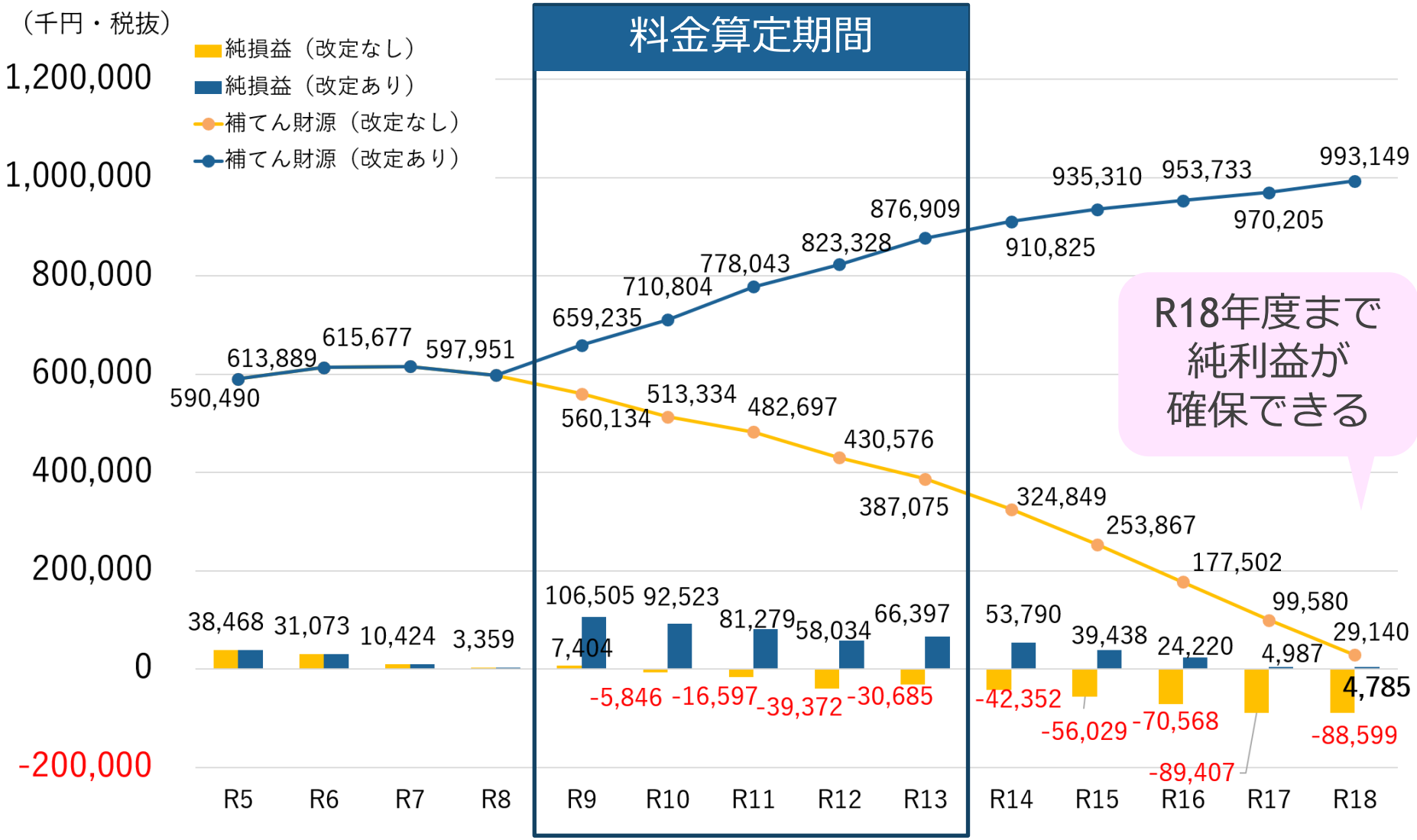
不足額 4億8,754万円を確保するため、

料金収入全体を約38.9%上げる必要がある

※総括原価と新料金体系による料金収入は10円単位等の関係で関係で完全一致しないので
今後、改定率が若干、変更となる

6 総括原価と経営の見通し

3. 経営の見通し（総括原価を回収するために38.9%アップした場合）



R18年度まで
純利益が
確保できる

総括原価を賄える
料金収入にするために

料金収入を
大きく増やす
＝
料金アップが
大きい
＝
一般家庭への影響が
大きい

**総括原価自体を
再検討する**

※料金収入は現行料金収入を38.9%アップさせた収入とした

6 総括原価と経営の見通し

4. 総括原価の見直し

総括原価って
柔軟性のあるものなの？

算定要領のP13の内容

資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、
永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として３％を標準とし、
各水道事業者の中長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等に照らし
適正な水準となるよう決定するものとする。

資産維持率は
事業体が
決定してよい

「水道料金算定要領」見直しのポイントについての内容

●資産維持費について
資産維持費の定義を法令改正に即して改めるとともに、
資産維持率については、最新のシミュレーション結果等を踏まえ、
全国の平均的な水道事業体が安定経営を確保出来る水準として
最も妥当と考えられる３％を引き続き標準値として設定する一方、
各水道事業体が、自ら策定した各種計画に基づき決定するもので
あることを明確にした。

6 総括原価と経営の見通し

4. 総括原価の見直し

本町独自設定

		算定要領 3％	アレンジ 1.5％
1	料金算定期間	算定時からおおむね３～５年（ここではR9～R13の5年間とする）	
2	営業費用	人件費、薬品費、動力費、修繕費、減価償却費、資産減耗費、 その他維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額	
3	控除項目	諸手数料その他事業運営に伴う関連収入は、過去の実績及び将来の事業計画を考慮して算定した額	
		長期前受金戻入額は、 原則として控除項目に含めない	**長期前受金戻入額を 控除項目に含める**
4	資本費用	支払利息	支払利息
		資産維持費 **（償却未済額の3.0%）**	資産維持費 **（償却未済額の1.5%）**

6 総括原価と経営の見通し

アレンジ

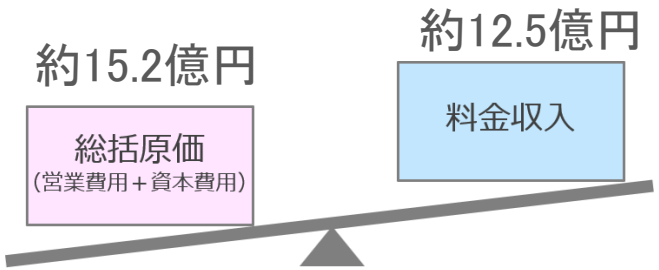
5. 算定要領からアレンジによる総括原価

総括原価（営業費用＋資本費用）

（千円・税抜）

		R9	R10	R11	R12	R13	合計
営業費用	人件費 動力費 修繕費 減価償却費 資産減耗費 その他	248,089	255,741	261,136	279,465	266,367	1,310,798
資本費用	支払利息	14,937	17,963	21,256	23,680	26,290	104,126
	資産維持費※（1.5％）	35,449	35,449	35,449	35,449	35,449	177,245
①営業費用＋資本費用		298,475	309,153	317,841	338,594	328,106	1,592,169
②控除		14,872	14,691	14,400	14,092	13,621	71,676
合計（①－②）＝総括原価		283,603	294,462	303,441	324,502	314,485	1,520,493
料金収入		254,758	252,367	250,595	248,881	247,551	1,254,152

総括原価を
見直したとしても
5年間で約15.2億円、
料金収入は約12.5億円、
料金収入で
総括原価が
賄えていない
が、
これ以上の総括原価の
見直しはできない



※水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保されるべき額で対象資産に適正な率を乗じて算出する
※控除項目に長期前受金戻入額を含める

6 総括原価と今後の経営状況

アレンジ

6. 必要な改定率（見直した総括原価を回収するために）



①総括原価（5年間）	②料金収入（5年間）	不足（②-①）
15億2，049万円	12億5,415万円	2億6,634万円

不足額 2億6,634万円を確保するため、

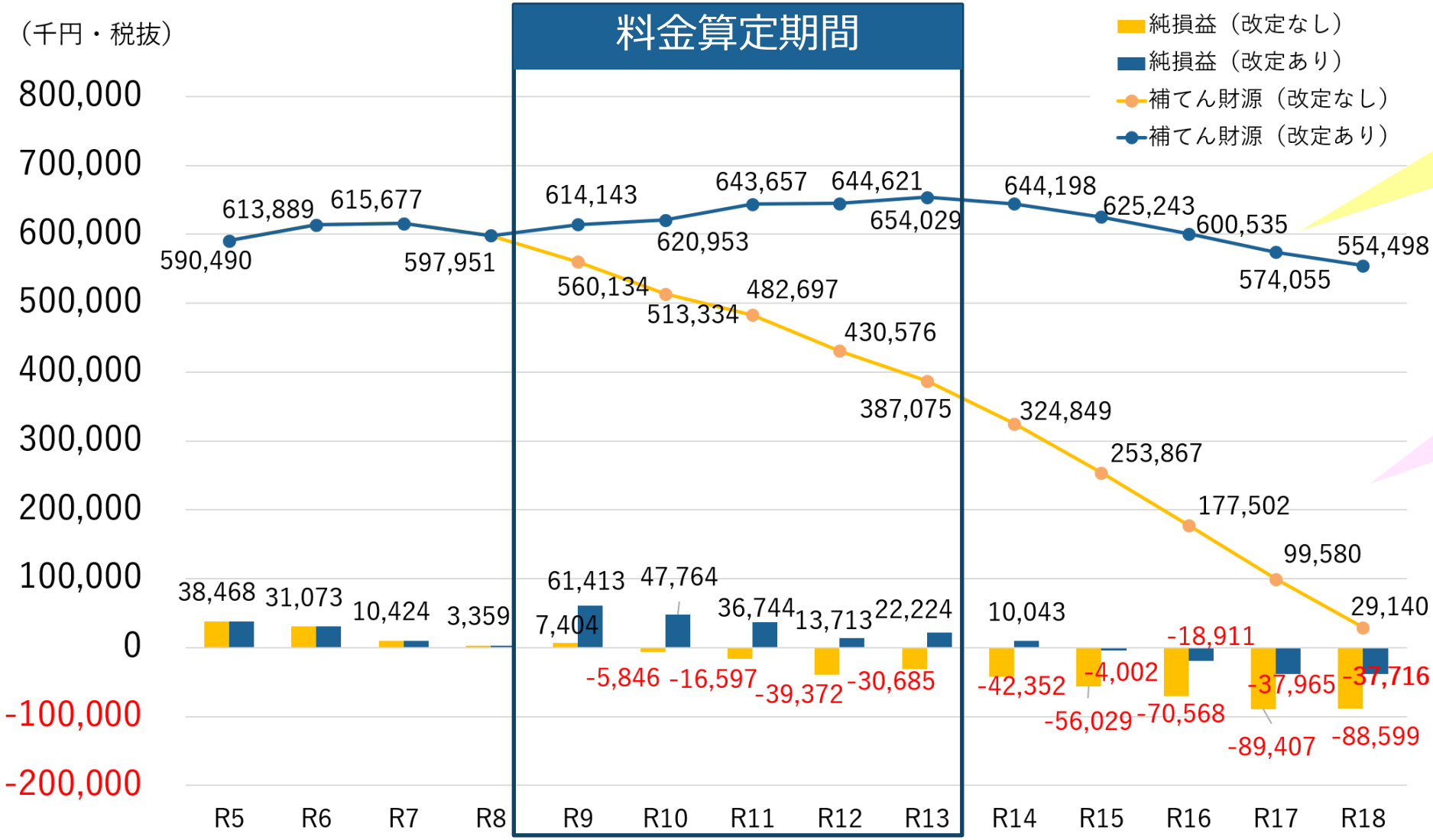
料金収入全体を約21.2%上げる必要がある

※総括原価と新料金体系による料金収入は10円単位等の関係で関係で完全一致しないので
今後、改定率が若干、変更となる

6 総括原価と経営の見通し

アレンジ

7. 経営の見通し（総括原価を回収するために21.2%アップした場合）



R17年度以降
補てん財源が
6億円未満になる

R15年度以降
赤字

総括原価を見直し、
料金改定率を
約21.2%にすると
R15年度以降にも
料金改定が必要となる

※料金収入は現行料金収入を21.2%アップさせた収入とした

7 まとめ

前提：総括原価に基づく料金設定

1．算定要領とおりの総括原価 → **約38.9%アップが必要**

●経営の見通しは上向くが
改定率が大きすぎると判断

2．算定要領からアレンジの総括原価 → **約21.2%アップが必要**

●今後5年間の経営見通しと
改定率から妥当と判断

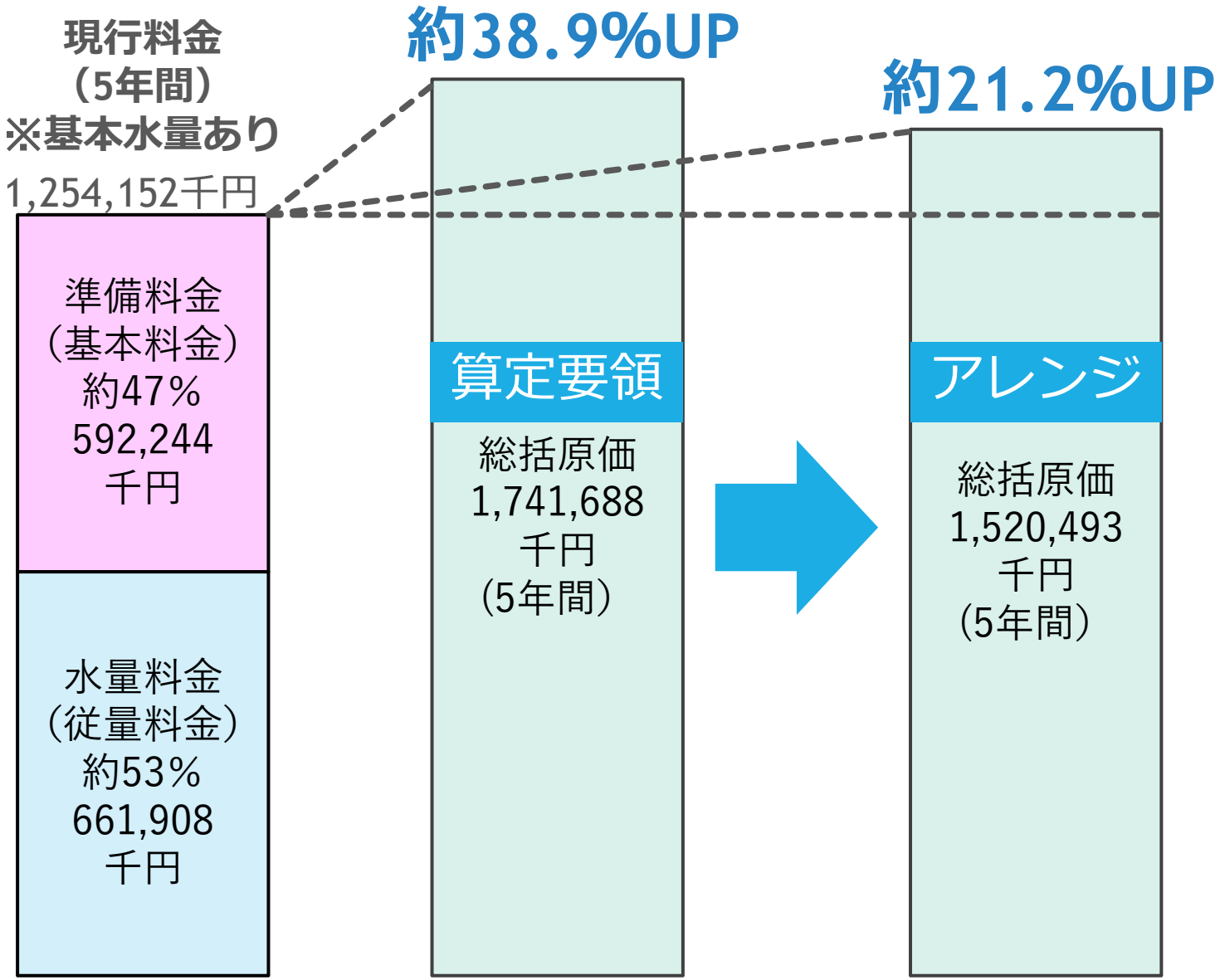
※アレンジした内容はP24

アレンジした総括原価とそれに必要な改定率の提出

▼

本審議会にて審議

7 まとめ



料金改定率が大きいと
R18年度まで純利益が
確保できる（38.9%）

▼

改定による利用者の
負担が大きくなる

▼

総括原価を見直すことで、
総括原価を回収でき、
かつ、料金改定率を
抑制できる（21.2%）

▼

が、今後も料金改定を
実施しないといけない状態
であることは変わらない
（P27の財政見通し）

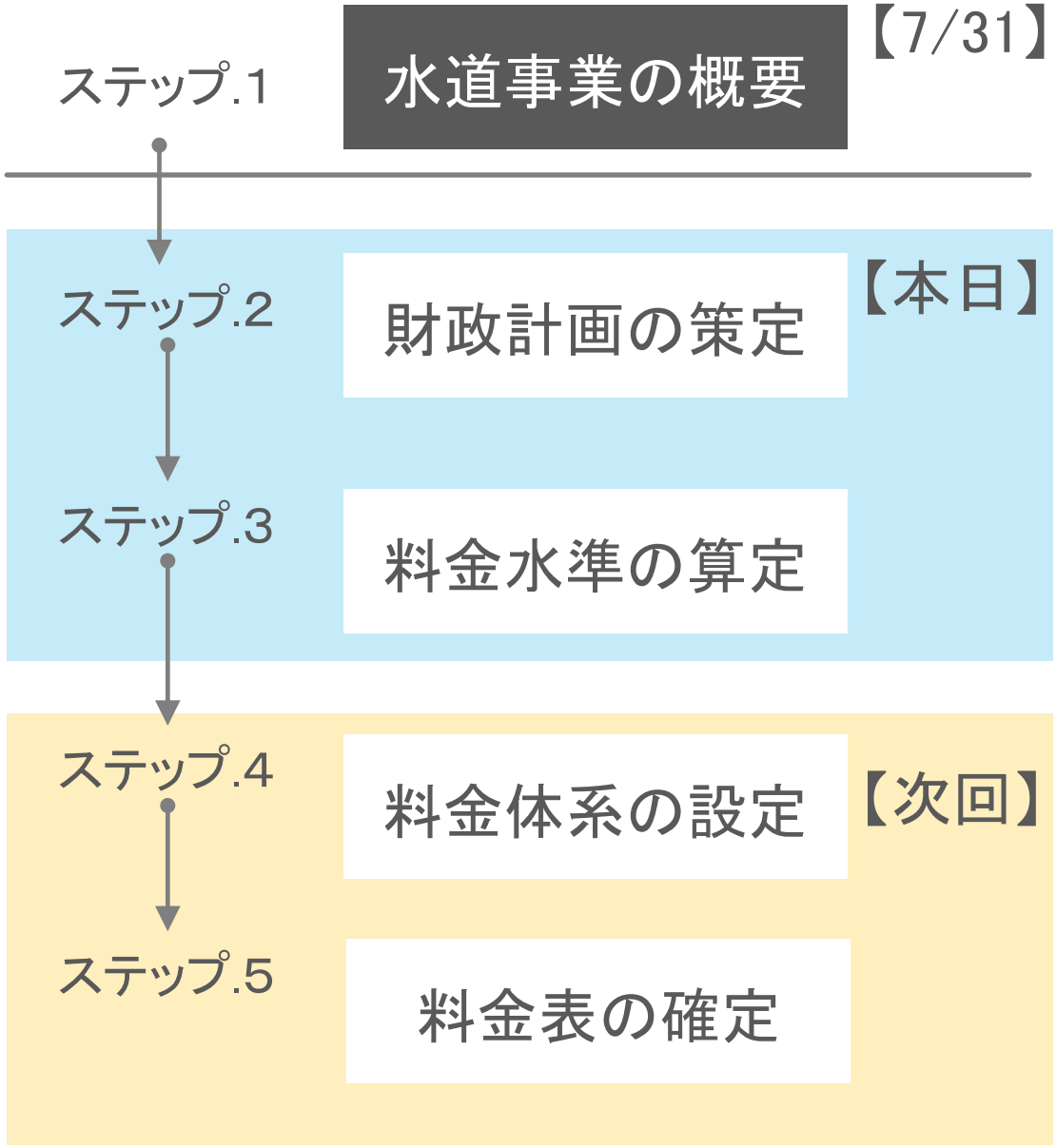
8 次回の審議会内容

1. 料金体系の設定
2. 料金表の確定

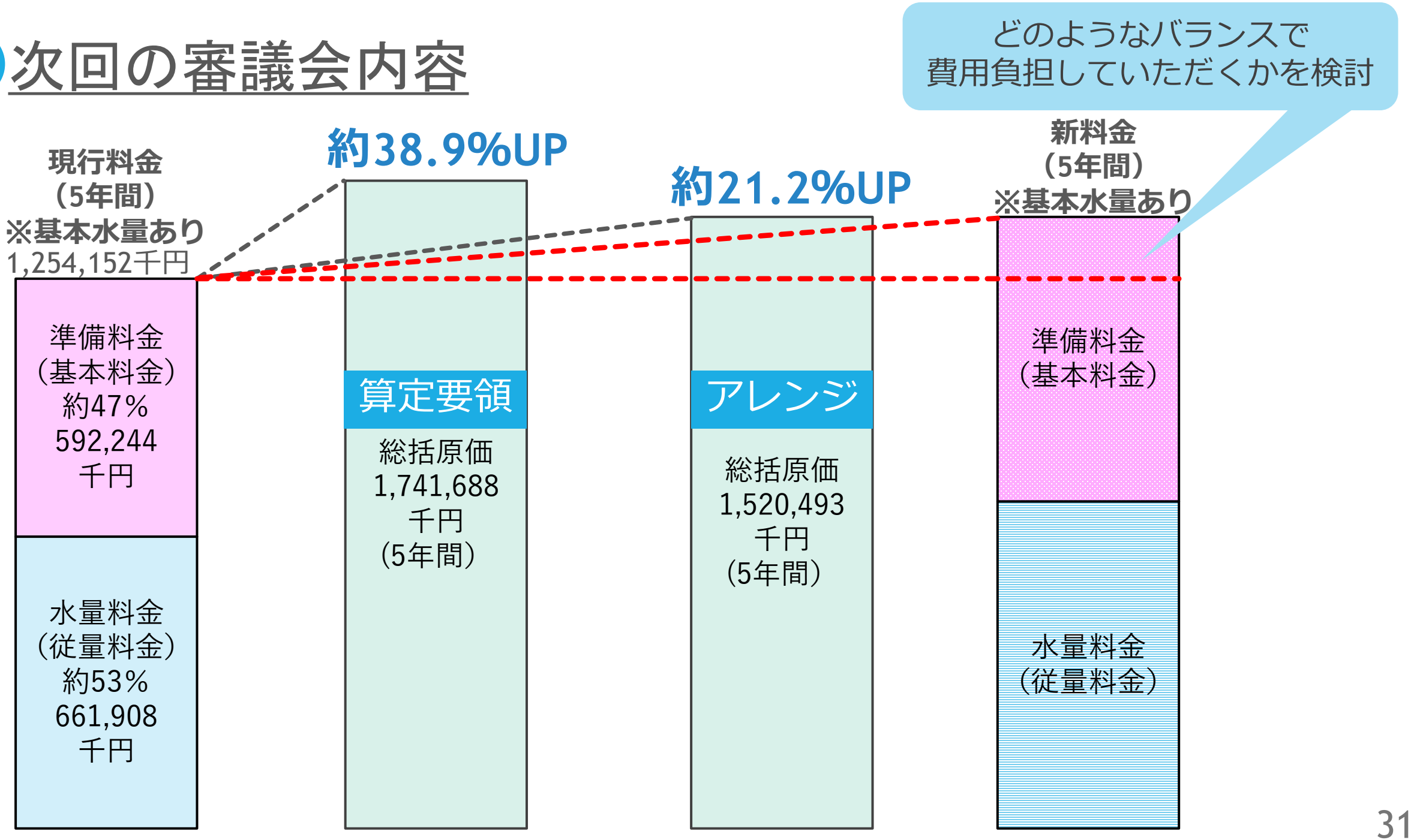
料金体系の設定についての具体的な内容は次ページ

次回以降、料金改定の
具体的な内容を
審議していただきます。

種別	口径（mm）	基本水量（m³）	基本料金（円・税抜）	超過料金（円・税抜）
専用共用	13	~5	1,100	1m³につき200円
	13	~10	1,700	
	20	~10	2,400	
	25	~10	3,100	
	40	~10	3,800	
	41~	~10	6,700	



8 次回の審議会内容


どのようなバランスで
費用負担していただくかを検討
現行料金
（5年間）
※基本水量あり
1,254,152千円
準備料金
（基本料金）
約47%
592,244
千円
水量料金
（従量料金）
約53%
661,908
千円
約38.9%UP
算定要領
総括原価
1,741,688
千円
（5年間）
約21.2%UP
アレンジ
総括原価
1,520,493
千円
（5年間）
新料金
（5年間）
※基本水量あり
準備料金
（基本料金）
水量料金
（従量料金）